

諮問庁：個人情報保護委員会委員長

諮問日：令和5年6月12日（令和5年（行情）諮問第492号）

答申日：令和6年2月15日（令和5年度（行情）答申第709号）

事件名：特定月に行われた懲戒処分に係る処分説明書の一部開示決定に関する  
件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年3月20日付け個情第459号により個人情報保護委員会事務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

「処分の理由について」のみ開示請求をしているため特定の個人を識別することができるものに該当せず開示すべきである。

処分説明書黒塗りに係る不服審査請求をした場合の常套句である「不開示部分は、これらを公にした場合、同僚、知人その他の関係者においては、当該被処分者が誰であるかを知る手掛かりとなり、その結果、懲戒処分の内容や非違行為等、当該処分者にとって他者に知られたくない機微な情報がそれらの関係者に知られることになり、当該処分者の権利利益が害されるおそれがないとは認められない」は霞が関官僚が性犯罪を犯しても軽微な処分済み、郵政民営化に反対していた国土特定個人が冤罪報道により社会的抹殺されるという不公正は社会通念上認められないため。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、人事院事務総局職員福祉局長に対して令和5年2月10日付けで行い（同年2月20日人事院受付）、その後個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に移送された（同年3月6日委員会受付）行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に関し、委員会が原処分を行ったところ、これに対し審査請求（以下「本件審査請求」とい

う。)があったが、以下のとおり原処分を維持すべきものと思料する。

1 本件開示請求に係る行政文書について

本件開示請求に係る行政文書は、別紙の1に掲げる文書である。これに対し委員会は、本件対象文書を具体的に特定し、原処分を行った。

2 原処分内容及び理由について

本件対象文書のうち、「2 被処分者」欄の「所属部課」，「氏名（ふりがな）」，「官職」，「級及び号俸」並びに「3 処分の内容」欄の「処分発令日」，「処分効力発生日」，「処分説明書交付日」及び「処分の理由」については、被処分者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号の不開示情報に該当し、同号ただし書きイないしハに該当するとは認められないため、不開示とした上で開示する旨の決定を行った。

3 本件審査請求の理由について

審査請求書によると、本件審査請求の理由は、「「処分の理由について」のみ開示請求をしているため特定の個人を識別することができるものに該当せず開示すべきである」等とのことである。

4 原処分の妥当性について

(1) 本件審査請求に係る行政文書

本件審査請求に係る行政文書は、原処分で開示することとされた行政文書全てである。

(2) 処分庁の判断の理由

本件対象文書には、被処分者の非違行為の内容並びにこれに対する処分の種類及び程度が、当該被処分者の氏名、所属及び官職等と共に記載されていることから、本件対象文書に記載された情報は、全体として当該被処分者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

ア 法5条1号ただし書きイ該当性について

本件処分説明書に係る処分は、人事院通知の公表対象には該当しないことから報道機関への公表は行っていない。

したがって、本件処分説明書の不開示部分（以下、第3において「本件不開示部分」という。）については、法令の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められない。

イ 法5条1号ただし書きロ及びハ該当性について

本件不開示部分は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるとはいえず、法5条1号ただし書きロに該当するとは認められない。

また、被処分者が公務員であり、不開示部分に被処分者の職務に関

係する記述が含まれるとしても、懲戒処分を受けることは、被処分者に分任された職務の内容に係る情報とはいえず、本件不開示部分は、法5条1号ただし書ハに該当するとは認められない。

ウ 法6条2項の部分開示の可否について

(ア) 本件不開示部分のうち、「2 被処分者」欄の「所属部課」，「氏名（ふりがな）」，「官職」及び「級及び号俸」の部分は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。

(イ) 本件不開示部分のうち、「3 処分の内容」欄の「処分発令日」，「処分効力発生日」，「処分説明書交付日」及び「処分の理由」に記載の部分は、これらを公にした場合、同僚、知人その他の関係者においては、当該被処分者が誰であるかを知る手掛かりとなり、その結果、懲戒処分等の内容や非違行為の詳細等、当該被処分者にとって他者に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることになり、当該被処分者の権利利益を害されるおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

## 5 結論

以上のことから、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年6月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月23日 審議
- ④ 令和6年2月9日 本件対象文書の見分及び審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分で不開示とされた部分のうち、「処分の理由」欄記載の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書は、個人情報保護委員会において特定年月日に行われた懲戒処分に係る1件の処分説明書であり、①当該処分に対する不服申立てについて説明した「(教示)」欄のほか、②処分者の官職及び氏名を

記載する「1 処分者」欄，③被処分者の所属部課，氏名，官職並びに俸給の級及び号俸を記載する「2 被処分者」欄並びに④処分発令日，処分効力発生日，処分説明書交付日，根拠法令，処分の種類及び程度，国家公務員倫理法26条による承認の日，刑事裁判との関係及び国家公務員法85条による承認の日並びに処分の理由を記載する「3 処分の内容」欄が設けられているところ，本件不開示部分は，「3 処分の内容」欄のうち，被処分者の非違行為の内容が具体的かつ詳細に記載された「処分の理由」部分の一部であるものと認められる。

## (2) 検討

本件対象文書には，上記(1)のとおり，被処分者の非違行為の内容並びにこれに対する処分の種類及び程度が，当該被処分者の氏名，所属及び官職等と共に記載されていることから，本件対象文書に記載された情報は，全体として当該被処分者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

### ア 法5条1号ただし書イ該当性について

この点について，諮問庁は，上記第3の4(2)アに記載のとおり説明するので，そこにいう「人事院通知」に該当するものとして諮問庁から提示を受けた平成15年11月10日付け総参-786人事院事務総長通知「懲戒処分の公表指針について」を確認したところ，本件対象文書に記載された懲戒処分は公表対象とされていないものと認められる。諮問庁の上記説明に不自然，不合理な点はなく，他に，本件不開示部分に記載されている情報が，法令の規定により又は慣行として公にすることが予定されていると認めるべき理由はない。

したがって，本件不開示部分は，法5条1号ただし書イに該当しない。

### イ 法5条1号ただし書ロ及びハ該当性について

本件不開示部分は，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報であるとはいえず，法5条1号ただし書ロに該当するとは認められない。

また，被処分者が公務員であり，仮に不開示部分に被処分者の職務に関係する記述が含まれるとしても，懲戒処分を受けることは，被処分者に分任された職務の内容に係る情報とはいえず，法5条1号ただし書ハに該当するとも認められない。

### ウ 法6条2項の部分開示の可否について

本件不開示部分は，これを公にした場合，「処分の理由」欄の一部が原処分で開示されていることから，同僚，知人その他の関係者においては，当該被処分者が誰であるかを知る手掛かりとなり，その結果，非違行為の詳細等，当該被処分者にとって他者に知られたくない機微な情報

がそれら関係者に知られることになり，当該被処分者の権利利益が害されるおそれがないとは認められないので，部分開示できない。

エ したがって，本件不開示部分は，法5条1号に該当すると認められ，不開示としたことは妥当である。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については，審査請求人が開示すべきとする部分は，同号に該当すると認められるので，不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三，委員 木村琢磨，委員 中村真由美

別紙（本件対象文書）

- 1 全省庁の懲戒処分説明書のうち個人情報保護委員会において行われた懲戒処分に係るもの（令和4年12月分）
- 2 処分説明書（個情2200号）